

地方自治法の一部を改正する法律案(衆第三一号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、議会活動の範囲の明確化

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。

二、議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。